

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書 (案)	2	第1	6	-	事業の概要	記載されている特定事業の対象範囲表について、設計業務・工事業務・維持管理業務共に、車道部は×(特定事業対象外)となっていますが、舗装本復旧(街渠ブロック築造含む)については、本事業の対象外(車道部占用の電線共同溝については、対象:電線共同溝に含む)という理解でよろしいでしょうか。	特定事業の対象範囲表の車道のうち、電線共同溝及び車道附属物の施工に伴う車道舗装復旧は本事業の対象範囲になります。
2	要求水準書 (案)	4	第1	14		要求水準の変更	施工条件等により、開削工法から推進工法に設計変更した場合も要求水準の変更に当るのでしょうか。その場合の費用も変更されるのでしょうか。	本事業は、開削工法による電線共同溝の整備を予定しています。 なお、施工方法は事業者による任意施工であるため、要求水準の変更事由に該当しません。
3	要求水準書 (案)	4	第1	11		業務の監視	立会、段階確認及び検査については通常の工事と同様に要求されるのでしょうか。	設計業務、工事業務、維持管理業務に関する段階確認及び検査等の詳細は、入札公告時に示します。
4	要求水準書 (案)	6	第2	1	(1)	設計業務基本事項一般事項	工事を早期完了させるために、工事区間を分割設計、施工するような提案も可能でしょうか。	可能です。
5	要求水準書 (案)	6	第2	1	(2)	業務の条件	「中国地方整備局と協議」とありますが、設計期間中の協議場所は中国地方整備局と考えてよいでしょうか。(松江国道事務所ではないということでしょうか。担当者の配置方針に影響するため、把握しておく必要があります。)	本事業に関する指示、協議、報告、提出は、中国地方整備局 松江国道工事事務所とします。
6	要求水準書 (案)	6	第2	1	(3)	提出書類	2)業務完了時の書類は、いつまでに提出し、確認すれば宜しいのでしょうか。	工事着手予定日の1ヶ月前までに提出してください。
7	要求水準書 (案)	7	第2	1	(4)	設計図書の提出	設計図書の設計図欄に(道路詳細設計、道路標識詳細設計)とありますが、道路工事は本事業に含まれるのでしょうか。上記、事業の概要において質問させていただいている通り、特定事業の対象範囲表においては、車道部は×(特定事業対象外)となっているため、道路工事は対象外のように見受けられますのでご教示ください。	No.1の回答をご参照ください。

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
8	要求水準書 （案）	7	第2	2	(2)	設計協議	『中国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり……相互に確認しなければならない』と記載がありますが、この記載内容では、通常の電線共同溝の設計業務請負と同様に見受けられます。PFI事業で実施する意義をご教示ください。	事業を円滑に進めることを目的に国と事業者が相互に連携し実施することとする趣旨で記載しています。
9	要求水準書 （案）	8	第2	2	(2)	設計協議	連絡は積極的に電子メール等を活用しと記載されておりますが、ASPの活用及びその費用を事業費に計上して頂ける解釈でよろしいでしょうか。	ASPの費用は事業費の工事費に計上しています。
10	要求水準書 （案）	8	第2	2	(4)	既存施設の所有者からの同意	既存ストック活用の可否を判断するための情報(既存施設の規格、健全度等)を提示して頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
11	要求水準書 （案）	8	第2	2	(4)	既存施設の所有者からの同意	既存ストックを活用しない設計に修正する場合、修正の理由が事業者の帰責事由によるものであれば、修正設計に要する費用を事業者が負担すべきですが、それ以外の場合は国の負担となりますか。	既存ストックを活用しない設計に至る事由が事業者に帰責しない明確な理由がある場合に限り、国の負担において修正設計を行います。
12	要求水準書 （案）	9	第2	3	-	調整マネジメント業務(設計段階)	調整マネジメント業務について、当該箇所ですでに実施した内容等があれば提示して頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
13	要求水準書 （案）	9	第2	3	(2)	業務計画	調整マネジメント業務のボリュームを把握するため、国施工の同区間におけるそれぞれの項目(3)~(8)の業務実績(内容、頻度等)を開示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
14	要求水準書 （案）	10	第2	3	(3)	事業説明、地元・関係者機関調整等	地元説明会の回数や規模等に関して、当該箇所での過去の実績等を踏まえ、想定している条件があれば提示して頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
15	要求水準書 （案）	10	第2	3	(3)	事業説明、地元・関係者機関調整等	十分な周知期間について、説明会の回数及び期間について、提示して頂ける条件はあるのでしょうか。	入札公告時に示します。

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
16	要求水準書 (案)	10	第2	3	(4)	支障物件等調査及び移転協議	調整マネジメント業務で行う業務の(4)支障物件等調査及び支障移転協議は全て契約後の設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。 要求水準書の記載にもありますように、詳細設計の段階で電線共同溝の埋設位置を決定し、支障物件の抽出と移転計画を立案することとなるため、調査に必要な試験掘り箇所等の決定は移転計画の結果と占用事業者との協議結果によって増減すると思えます。	調整マネジメント業務は契約変更の対象となりません。試掘調査については下り線側の実績を踏まえ、必要な試掘箇所の数量及び費用を見込みます。
17	要求水準書 (案)	10	第2	3	(4)	支障物件等調査及び移転協議	支障物件等調査及び移転協議について、『占用事業者との協議は事前に協議内容を中国地方整備局と協議した上で行うものとする』と記載がありますが、既設埋設物の移設協議は占用事業者と再三の協議が必要と思われる、その都度の事前協議が前提となりますと機動性が損なわれると考えます。また、事前協議以外に要求される適時報告・協議、結果事後報告等についてお考えをご教示ください。	事業者において移設協議(案)を作成し、占用企業と調整、合意が完了した移設協議図をもって正式協議を行うことを予定しています。 あくまでも、事業者主体で占用事業者との協議を実施することになるため機動性を損なうことはないと考えています。
18	要求水準書 (案)	10	第2	3	(5)	家屋調査、地下水(井戸水)調査等	井戸調査について、想定している条件等があれば提示して頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
19	要求水準書 (案)	10	第2	3	(5)	家屋調査、地下水(井戸水)調査等	現計画における用地買収や移転補償費が発生した場合、国の負担となるで宜しいでしょうか。	当該事業は用地内での整備を基本としているため、本事業での用地買収は想定していません。 但し、現地の状況によりやむを得ず用地買収等の必要が生じた場合は別途協議するものとします。
20	要求水準書 (案)	10	第2	3	(5)	家屋調査、地下水(井戸水)調査等	工法の選定や施工上の不備もなく、家屋調査及び地下水調査も行ったが、想定できない起因で損傷等が発生した場合、補償費は別途国の負担となりますか。	工事に起因する損傷等が発生した場合はリスク分担表のとおり事業者の責となりますが、想定できない起因による場合は別途協議するものとします。
21	要求水準書 (案)	10	第2	3	(5)	家屋調査、地下水(井戸水)調査等	本事業での掘削深さは最大で3~4mと想定しますが、調査・設計において家屋調査及び地下水(井戸水)の調査範囲が道路端から40mとなっている根拠をお示し頂けないでしょうか。40m範囲を対象とすると、膨大な軒数と費用増加が見込まれますがいかがでしょうか。	入札公告時に示します。

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
22	要求水準書 （案）	10	第2	3	(5)	家屋調査、地下水(井戸水)調査等	「井戸水の使用目的と使用量、水位を調査」とありますが、工事の影響による水位、水質の調査以外に使用量の調査にはどのような意味があるのかご教示ください。	工事に起因する影響の有無を把握することを目的として調査を実施することとしています。 なお、調査は工事着手前、工事完了後にそれぞれ調査を実施します。
23	要求水準書 （案）	10	第2	3	(6)	入線業者との電線共同溝の協議	協議を行う入線業者等が挙げられていますが、追加・変更の可能性はあるのでしょうか。	可能性はあります。但し、事業実施中における追加入線希望者があった場合には、建設に支障が無い場合に限り占用の申請を受け付けることとなります。なお、入線事業者の追加がある場合には、整備計画の変更手続きが生じます。
24	要求水準書 （案）	11	第2	3	(7)	入線事業者等と引込管及び連系管の協議	調整マネジメント業務で行う業務の(7)入線事業者等と引込管及び連系管の協議は、「引込管と連系管に係る費用については、中国地方整備局と協議して決定する。」とありますが、全て契約後の設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。 その他、これに関連して下記項目について伺います。 ①電線管理者への業務委託契約業務は当該事業に含まれるのでしょうか。 ②引込管及び連系管の設計～施工に要する費用(委託費)は当該事業を経由して支払うのでしょうか。	引込管と連系管路については、入線事業者との協議・委託契約は中国地方整備局が実施するもので、本事業の対象ではありません。但し、入線業者との調整により本事業に含めた場合は変更の対象とします。
25	要求水準書 （案）	11	第2	3	(8)	道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	道路照明、道路標識について、想定している条件等があれば提示して頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
26	要求水準書 （案）	11	第2	3	(8)	道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	道路照明、道路標識、信号等について、事業者の帰責事由以外の理由により、設置位置や基礎形状の変更が必要となった場合、変更に伴う費用増額や関係機関との調整は、国の負担となるのでしょうか。	事業者の帰責ではない場合は国が負担します。
27	要求水準書 （案）	11	第2	3	(8)	道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	事業者側で提示した工程にあわせて協議を進めて頂けるのでしょうか。(スペースが限られた中での検討となるため。)	事業者側の工程を踏まえて協議を進めます。

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
28	要求水準書 (案)	11	第2	3	(8)	道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	調整マネジメント業務で行う業務の(8)道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整は中国地方整備局で実施され、その結果をもって当該事業で詳細設計に反映するものとの理解でよろしいでしょうか。また、道路照明等の設計～施工に要する費用は全て設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	前者は、ご理解のとおりです。 なお、計画調整に必要な資料については事業者の負担とします。
29	要求水準書 (案)	12	第3	1	(1)	工事業務 一般事項	電線管理者とは、中国電力、NTT西日本の2社と理解して宜しいでしょうか。	電線共同溝事業の整備道路指定に基づき占用の勧告を行った者(入線希望者)は以下のとおりです ・中国電力 ・NTT西日本 ・エネルギー・コミュニケーションズ ・日立金属 ・安来市 ・NTTコミュニケーションズ ・NTTドコモ
30	要求水準書 (案)	12	第3	1	(2)	業務の条件	2)事業費用算出のため、事業対象区間の下り線で実施した工事説明会、準備調査、調整の回数及び協議の資料を提示して頂きたい。	入札公告時に示します。
31	要求水準書 (案)	12	第3	1	(2)	業務の条件	6)現場事務所に工事記録を常備すると記載されていますが、同様の工事において一般的に作成する書類以外で工事記録として求められる資料があればご教示頂きたい。	国土交通省中国地方整備局土木工事共通仕様書等に記載している工事関係資料の提出を予定しています。
32	要求水準書 (案)	12	第3	1	(2)	業務の条件	7)整備工事の進捗状況を定期的に報告すると記載されていますが、月1回の履行報告を指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
33	要求水準書 (案)	12	第3	1	(3)	現場代理人等	現場代理人・監理技術者について伺います。本事業の施工期間は長期に亘りますが、長期間(7~8年間)特定者を専任させることが難しいと思われれます。病気・退職以外の都合での変更は可能でしょうか。	技術者の途中交代の考え方は、「監理技術者制度運用マニュアル」(最終改正：平成28年12月19日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)の二二(4)に示されているとおりであり、病気・退職以外の場合での技術者交代も一定の要件のもとで可能となります。なお、事業者が予定する工事毎に配置する専任の技術者については、別途示す様式に記載のうえ提出して頂くこととします。
34	要求水準書 (案)	13	第3	1	(6)	中間技術検査	中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査時に既済部分の確認は省略されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書 (案)	14	第3	2	(1)	整備工事業務 打合せ	第3. 2(1)「打合せ」は、第2. 12「関係機関協議会」以外の随時の打合せと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書 (案)	14	第3	2	(1)	打合せ	週間工程会議には、事業者以外の占有事業者も参加すると理解して宜しいでしょうか。	週間工程会議へは中国地方整備局発注工事及び占有工事の施工業者が参加します。
37	要求水準書 (案)	14	第3	2	(2)	施工計画書	工事業務や、検査・立会について、段階確認実施の位置付けは、国土交通省発注の通常工事と同じ位置付けとなるのでしょうか。第3. 1.(2)1)で『本施設の整備工事を自己の責任において実施』となっていることから、PFI事業者の主旨・目的と合致しないのではないかと考えます。また、本事業は品質証明対象工事となるのかご教示ください。	検査・立会については入札公告時に示します。品質証明対象工事とは致しません。
38	要求水準書 (案)	14	第3	2	(3)	仮設工	工事費算出のため、地下水位等のデータを開示頂きたい。	入札公告時に示します。
39	要求水準書 (案)	15	第3	2	(4)	環境対策	アスファルト混合物、路盤材の使用箇所として車道復旧が挙げられていますが、電線共同溝(横断部)の車道復旧を示すとの理解でよろしいでしょうか。	電線共同溝の横断部及び縦断部、路側構造物の舗装復旧を示しています。

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
40	要求水準書 (案)	15	第3	2	(5)	交通安全管理	施工計画書提出段階で資格要件を確認できる資料を添付することは難しい場合、施工体制台帳による報告でも良いのでしょうか。	工事施工実施前に検査要件等を確認できる資料を提出することとしています。
41	要求水準書 (案)	18	第3	2	(12)	埋戻し工	埋戻し材のCBRが12以上と規定されておりますが、発生土の流用が不可能である場合は設計変更の対象となるのでしょうか。	発生土が流用出来ない場合は、別途協議するものとし契約変更の対象とします。
42	要求水準書 (案)	20	第3	2	(16)	下請企業表彰企業の活用について	表彰企業とは、優良工事施工団体表彰、優良業務履行団体表彰、安全管理優良請負者及び工事成績優秀企業を受賞している企業のことを指しているのでしょうか。	下請企業表彰企業の活用については要求水準書(案)から削除します。
43	要求水準書 (案)	20	第3	2	(17)	技能者の従事計画について	技能者の従事計画とはどのような書類を指しているのでしょうか。	技能者の従事計画については要求水準書(案)から削除します。
44	要求水準書 (案)	20	第3	2	(18)	地元企業等活用計画について	地元企業等の定義について、ご教示いただけないでしょうか。	地元企業等活用計画については要求水準書(案)から削除します。
45	要求水準書 (案)	20	第3	2	(18)	地元企業等活用計画について	地元企業の活用は、提案の審査対象となるのでしょうか。	地元企業等活用計画については要求水準書(案)から削除します。 また、事業者選定基準は入札公告時に示します。
46	要求水準書 (案)	20	第3	2	(18)	地元企業等活用計画について	地元企業採用の評価基準(金額、企業数等)があるのでしょうか。	No.45の回答をご参照ください。
47	要求水準書 (案)	21	第3	2	(19)	通信等設備事故防止計画について	近接部に埋設されている情報ボックス(電線共同溝、道路管理用ファイバークーブル)とは、別紙2に記載の車道部(上り線)下に埋設されている情報BOXのことと思われますが、占有業者は誰になりますか。	別紙2に記載の情報ボックスは中国地方整備局の所有で、道路管理用光ケーブルの一部をエヌ・ティ・ティ・ドコモが占有しています。 また、情報ボックスは道路管理用ファイバークーブルのみをいい、電線共同溝は削除します。

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
48	要求水準書 （案）	24	第3	3	-	工事監理業務	段階確認、記録写真立会、その他直轄工事の現場において、国の職員等が実施している業務がありますが、本事業ではこれら現地での立会・確認業務を工事施工を行う工事企業が行うことができるか、又は工事監理企業が行うか、事業者の判断に委ねられるのかご教示ください。	工事企業とは別の工事監理企業が行うこととしてしています。
49	要求水準書 （案）	24	第3	5	-	調整マネジメント業務(工事段階)	調整マネジメント業務について、当該箇所ですでに実施した内容等があれば提示して頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
50	要求水準書 （案）	25	第3	5	(5)	隣接家屋・店舗等との出入り口調整	「歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、中国整備局が負担する。」とありますが、提案価格に含めないで、出来高清算するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 （案）	25	第3	5	(5)	隣接家屋・店舗等との出入口調整	24条申請書の整理、不適合箇所の是正についても本事業に含まれるのでしょうか。	含まれません。
52	要求水準書 （案）	26	第4	1	(2)	維持管理業務 業務実施体制	維持管理業務責任者の資格要件はありますか。また、変更には制限はありますか。(年度途中)	維持管理業務責任者の資格要件は、第41(2)業務従事者の要件と同等と想定しています。「維持管理業務責任者を業務従事者より配置し」に修正します。また、年度途中の維持管理業務責任者の変更については原則認めませんが、変更せざるを得ない事由が生じた場合は中国地方整備局と協議してください。
53	要求水準書 （案）	26	第4	1	(2) 2)	業務実施体制	2)業務従事者の要件等に「事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力及び資格を有する者をあて」と記載されていますが、業務従事者に必要な能力及び資格についてご教示ください。	業務従事者に求められる要件は法的要件に基づくものとします。
54	要求水準書 （案）	29	第4	2	(1)	点検業務・補修業務 一般事項	『補修及び対応に関する費用負担については中国地方整備局と協議すること。』と記載がありますが、これは事業契約後の設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	補修業務については、特殊部の蓋の補修を想定しており、要求水準書(案)に「特殊部の蓋の補修を実施する」を追加します。補修及び対応に関する費用負担については、その原因・理由により協議するものとします。

要求水準書（案）に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
55	要求水準書 (案)	30	第4	2	(3)	特記事項	日常点検は点検対象外ですが、緊急対応の場合維持管理業務責任者はどの程度のスピードで対応を求められるのでしょうか。	第三者への被害の恐れがある場合等に、立ち入り防止等の措置を可能な限り早急をお願いします。
56	要求水準書 (案)	30	第4	3	-	調整マネジメント業務(維持管理段階)	本事業で構築した電線共同溝の維持管理段階で第三者の工事等が近接して施工する場合、本事業にて立会確認等を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書 (案)	31	第4	3	(4)	要求水準	1)協議・調整において、指導とは、具体的にどのような業務のことでしょうか。	入線業者等への抜柱・入線の予定時期の調整を想定しており、要求水準書(案)より「指導」を削除します。
58		-	-	-	-	移設補償費	移設補償費について、要求水準書及び実施方針に記載されていませんが、本事業と別途契約との理解でよろしいでしょうか。	事業者において、移設協議(案)を作成し、占用企業と調整合意が完了した移設協議図を持って正式協議を行うことを予定している。 なお、占用者との移設補償契約は国が実施するものであり、本事業の対象ではありません。